

# 名家連ニュース

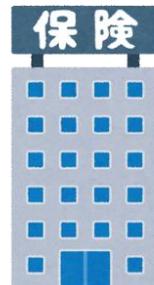
令和2年12月13日(日)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.769号

## 障害年金復習シリーズ⑳

### 障害年金と失業保険の支給調整について

障害年金と失業保険(雇用保険の基本手当)は、重複して受給可能です。どちらかが減額や支給停止されることもない為、両方の支給額を合算して受給することとなります。障害年金と失業保険との併給調整がない為、同時に受給できることは、厚生労働省年金局に直接電話して確認したことです。

しかし、これから障害年金の申請を考える方は、実際には働ける状態にない方が多いので、失業保険側での受給期間の延長手続きを行われる方が多いのが実情です。何故なら、失業保険は、働く意思と能力がある場合に受給できるものです。病気や怪我、障害などですぐに働く事ができない方は、受給資格がないと言えるからです(雇用保険法第4条)。受給期間の延長は3年を上限に申請可能です。



## 障害年金復習シリーズ㉑

### 社会的治癒が証明できれば初診日も変わる

症状が安定して特段の療養の必要がなく、長期的に自覚症状や他覚症状に異常がなく、普通に生活、就労ができていれば「社会的治癒」と判断されます。社会的治癒と判断されると、前の病気と後の病気は別個のものとして取り扱われます。

社会的治癒は、前の病名と後の病名が同じであることや再発であることは問題にはならず適用されます。社会的治癒が認められれば、同じ疾患でも「後の疾患」が初診日として取り扱われます。初診日に保険料納付要件を満たさず無年金でしたが、社会的治癒を証明して障害年金を受給した方もいます。

精神疾患における社会的治癒は、治療・服薬もなく、就労など一定期間何ら問題なく継続していた場合に対象となります。しかし、症状を抑えるために薬を飲み続けている場合は、原則として社会的治癒は認められません。



### 障害年金と生活保護について



障害基礎年金だけで生活することは誰が考えても困難です。働いて生活に必要な収入を得ることができないのは、「病気や障害」のためであり、「本人の自己責任」でも「家族の自己責任」でもありません。

最後のセーフティーネットである生活保護法は、日本国憲法25条に基づいて制定された法律です。

【憲法第25条】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

## 障害年金と生活保護の関係

	生活保護	障害年金
支給される場面	世帯収入が法律で決められた最低生活費より低い場合。 資産があったり、親族による援助が可能な場合は、まずそれを利用することが必要。	病気やけがの状態が続き働けないか、働くことに支障がある場合。 収入や資産があっても原則として支給可能。
資産が入った場合	生活保護は終了され、資産を売却して生活費に充てることが必要。	資産が入っても支給される。
収入が増えた場合	生活保護が終了されたり、生活保護費が減額になる。	収入が増えても支給される。減額もない。
親や兄弟からの援助が可能な場合	生活保護は終了になる。	援助を受けることが可能な場合でも支給される。
受給開始後の報告、調査など。	毎月収入の状況の報告が必要。 ケースワーカーの訪問調査あり。	2年から3年に1度、診断書を提出して更新の審査を受ける。 収入の報告制度は原則としてなし。

❖ 「障害年金」の「支給条件」は、①初診日を証明できること。②納付要件を満たしていること。③障害の程度が基準を満たしていることです。

❖ 「生活保護」の「支給条件」は、病気や障害等の理由で月の収入が最低生活費を下回り、①援助してくれる身内、親類がない。②まったく資産を持っていないことです。

但し、「持ち家」は、基本的に住み続けることができますが例外もあります。「自動車」の保有は、原則として認められていませんが、通勤や通院に不可欠な場合は認められる場合があります。また、貴金属品や生命保険も処分を求められる場合があります。詳しくは市町村の福祉事務所に相談しましょう。

- ❖ お住まいの地域の級地一覧表 <https://www.mhlw.go.jp/content/kyuchi.3010.pdf>
- ❖ 生活扶助基準額 <https://www.mhlw.go.jp/content/000611898.pdf>
- ❖ 生活保護制度に関する Q&A <https://www.mhlw.go.jp/content/000578652.pdf>

## 障害年金 生活費の不足分は生活保護費で補う

障害年金の受給が認められ、かつ、その額が生活保護の額未満であるならば、障害年金から支給される分を差し引いた分が、生活保護費から支給されます。生活保護受給者が障害年金を申請し認定されたとしても、トータルの支給額は変わりません。

しかし、生活保護制度では、障害年金の受給者には障害者加算が上積みされます。(右表)

障害者加算の対象は、①「障害年金受給者」です。保険料未納等で申請権のない方は、②「障害者手帳」で受給可能です。年金申請権を有する方で不支給又は年金3級の方は手帳が2級でも対象になりません。年金3級の方は加算の対象外になっています。

障害者加算額一覧表

級地	障害年金1級	障害年金2級
1級地	26,750	17,820
2級地	24,880	16,590
3級地	23,010	15,430